

No.2

2018

7/10



はちおうじ

JR東労組
八王子地本
八王子地本
ホームページ
「東労組八王子」で検索

今も続く、不当労働行為の数々…

□喫煙所内において

管理者が組合員に対して「車掌の仕事は無くなる」「指導員になりたいなら考えた方が良い」などと投げかけて不安を煽り、脱退を迫っています。

□添乗中において

管理者が特定の組合員に対して添乗を行なう中で繰り返し脱退を迫ったことから、「もう職場に来たくない」「添乗をやめてほしい」といった悲痛な声が続々と寄せられています。



会社は犯罪行為をただちにやめろ！

上記の行為は「不利益取り扱い」や「支配・介入」にあたり、「労働組合法第7条」で禁止されている「不当労働行為」であり、犯罪行為です！

分会では会社に対して抗議を行うと共に、安全を無視する添乗を即刻中止するよう求めるも会社からの回答はありません。

5月に行われた八地申17号「支配介入の不当労働行為を直ちにやめることを求める緊急申し入れ」の団体交渉においても、会社は「不当労働行為を行っているという認識は無く、脱退強要もしていない」と対立で終了しています。

職場からのたたかいや団体交渉を開催しても会社は事実を認めないどころか、脱退強要の手をさらに強めています。

不当労働行為に対抗する有効な手段として第22回定期大会で確認した通り、第三者機関の活用を視野に入れ、たたかっていきます。



生産性向上を目的とした組織破壊攻撃を許さず、安全で働きがいある職場をつくりだそう！